

<2016.9.25 記>

☆☆ 規制委の訴訟“トラの巻”＝規制庁役人の“頭の中”！ ☆☆

2016.6.29規制委は、『実用発電用原子炉に係る新規制基準の考え方』という資料の作成を公表しました。

<https://www.nsr.go.jp/data/000155313.pdf>

<https://www.nsr.go.jp/data/000155314.pdf>

「東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ策定した実用発電用原子炉に関する新規制基準に関し、その内容や根拠となる考え方について、実用発電用原子炉の設置の許可の基準である実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号。以下「設置許可基準規則」という）を中心に解説する資料」で、「設置許可基準規則の策定経緯や種々の要求事項の考え方等について、Q&A方式でまとめた」「読み易い」ものなので、「基礎資料として、原子力規制委員会ホームページにおいて利用しやすい形で公開するほか、国を当事者とする訴訟等においても必要に応じて活用していくこととしたい」ということでした（下線筆者）。筆者は、特に最後の文章を見て、驚きました。全国各地の（国が被告か、電力会社の補助参加人となっている）訴訟で、裁判官に原発の安全性・国の規制行政の適切性等を説明するための“トラの巻”としての活用を薦め、原発再稼動に露骨に便宜を図ろうとし始めたと思えたからです。

そして、6.29時点での『実用発電用原子炉に係る新規制基準の考え方』は素案という状態でしたが（111頁）、8.24には記載が大幅に追加され（なんと307頁！）、さらに「本資料は、新たに説明すべき事項や、よりわかりやすい記載にした方がよいものがあれば、適宜改善していく」<8.24：2枚目>と、さらなる内容の“更新・拡充”を図る決意までも表明されています。

<https://www.nsr.go.jp/data/000161481.pdf>

<https://www.nsr.go.jp/data/000161478.pdf>

ちなみに、8.24『考え方』の構成（目次）は次の通りです。

§ 1 原子力規制委員会及び原子炉等規制法の概要

1-1 原子力規制委員会の独立性・中立性

1-2 原子力規制委員会の専門技術的裁量と安全性に対する考え方

1-3 原子炉等規制法における実用発電用原子炉の規制の体系

1-4 新規制基準の体系

§ 2 設置許可基準規則の基本的な考え方

2-1 原子力発電所の仕組み

2-2 設置許可基準規則等の策定経緯【※2-2-2 を追加】

- 2-3 国際原子力機関の安全基準と我が国の規制基準の関係
- 2-4 深層防護の考え方
- 2-5 深層防護の考え方 避難計画
- 2-6 安全目標と新規制基準との関係
- 2-7 安全重要度分類の考え方
- 2-8 共通要因に起因する設備の故障を防止する考え方【※2-8-5 を追加】
- § 3 設置許可基準規則等の合理性（総論）
  - 3-1 設置許可基準規則の概要
  - 3-2 設計基準対象施設
  - 3-3 重大事故等対処施設
  - 3-4 大規模損壊対策
- § 4 設置許可基準規則等の合理性（各論：個別の施設・設備関係）
  - 4-1 電源確保対策
  - 4-2 使用済燃料の貯蔵施設
- § 5 設置許可基準規則等の合理性（各論：自然現象関係）
  - 5-1 自然現象による損傷の防止
  - 5-2 地震
  - 5-3 津波
  - 5-4 火山
- § 6 その他
  - 6-1 立地審査指針

上記目次の終わり方を見ると、確かにまだまだ改訂がありそうですが、とりあえず 8.24『考え方』の内容を具体的に紹介したいと思います（長文引用ごめんなさい）。

「1-1 原子力規制委員会の独立性・中立性」について、「委員長及び委員は、人格が高潔であって、原子力利用における安全の確保に関して専門的知識及び経験並びに高い識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命するものとされ（設置法7条1項）、委員長及び委員は、独立してその職権を行うものと規定されている（設置法5条）」<p.3>から独立性・中立性は大丈夫としていますが、安倍政権・自民党一強の「両議院の同意」人事だからこそ、原子力学会を代表する田中知氏が委員に任命されたりするのです。また、独立・中立の典型と目される裁判官ですら、その大半が国や電力会社の主張丸写しの勝訴判決しか書かないことや、最高裁人事・判決すら（自民党長期）政権の影響下にあることなどから明らかなように、「設置法」の規定などでは真の独立性・中立性は保証・実現されません。

そして、「1-2 原子力規制委員会の専門技術的裁量と安全性に対する考え方」<p.6-7>は、まさに裁判官のための“トラの巻”です。

「一般に、科学技術の分野においては、絶対的に災害発生危険がないといった「絶対的安全性」というものは、達成することも要求することもできないものであり、司法においてもそのように理解されている（高橋利文・最高裁判所判例解説民事篇（平成4年度）417、418ページ）。」と冒頭部分で釘を刺した上で、原発（国・電力勝訴）判決に典型的な「科学技術を利用した各種の機械、装置等は、絶対に安全というものではなく、常に何らかの程度の事故発生等の危険性を伴っているものであるが、その危険性が社会通念上容認できる水準以下であると考えられる場合に、又はその危険性の相当程度が人間によって管理できると考えられる場合に、その危険性の程度と科学技術の利用により得られる利益の大きさとの比較衡量の上で、これを一応安全なものとして利用しているのであり、このような相対的安全性の考え方が従来から行われてきた安全性についての一般的な考え方であるといつてよい。こうした危険性をも秘めた科学技術の利用は、エネルギーの利用、巨大な建築物、自動車、航空機等の交通機関、医療技術、医薬品の製造利用等、世のすみずみに及び、我々の生活を支え、利便と富をもたらしているものである。こうして高度な科学技術を利用し、その効用を享受して営まれている現代の社会生活は、上記のような相対的安全性の理念を容認することによって成り立っているのであり、実定法制度による科学技術に対する行政的規制も、この考え方を基礎としているのが通常である。」と“模範文例”を示し、「したがって、原子炉等規制法43条の3の6第1項4号にいう「災害の防止上支障がないもの」とは、どのような異常事態が生じても、発電用原子炉施設内の放射性物質が外部の環境に放出されることは絶対にならないといった達成不可能な安全性をいうものではなく、発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が相対的安全性を前提とした安全性を備えていることをいうものと解するのが相当である。この安全性を具体的な水準として捉えようとするならば、原子力規制委員会が、時々最新の科学技術水準に従い、かつ、社会がどの程度の危険までを容認するかなどの事情をも見定めて、専門技術的裁量により選び取るほかはなく、原子炉等規制法は、設置許可に係る審査につき原子力規制委員会に専門技術的裁量を付与するに当たり、この選択をも委ねたものと解すべきである。」と、「～と解すべき」という判決文によく見られる表現を用い、結局「科学技術の利便と富を享受する現代の社会生活を維持」するため、「専門技術的裁量」を有する規制委が審査して合格を出した（危険容認を選び取った）原発の再稼働は当然！、と裁判官が“丸写し”可能なように文書を並べています。

さすがはマニュアル作りに手慣れた規制庁のお役人、「司法の独立性・中立性」などお構いなく「至れり尽くせり」で、炉等規制法が規制委に「危険容認の選択を委ねた」のだから、原告（国民・市民）はつべこべ言うな、ということのようです。

「2-2 設置許可基準規則等の策定経緯」では、福島原発事故について「具体的な損傷設備や損傷箇所の解明自体は、新規制基準を策定する上で必ずしも必要ではない」<p. 58>として、「事故の発生及び進展に関する基本的な事象は明らかにされており、当該事故の発生及び進展は、最新の科学技術的知見に基づくシビアアクシデントに関

する研究結果と大きく異なるところはなかった。これらの調査・検討結果により、東京電力福島第一原子力発電所事故で起きたような事故を再度起こさないため、地震、津波等の外部事象を含めた、共通要因に起因する設備の故障を防止するための対策の強化や、重大事故等が発生した場合における対策の要求の必要性等の教訓は得られている」<p. 57>という規制庁役人の‘すべてお見通し・解決済み!’という高慢な態度にも驚きました。そんな研究結果があったのなら事故が発生しないようになぜ規制しなかった?、と責任追及したくなるのは筆者だけでしょうか。

他にも、IAEA深層防護第5層の避難計画が規制委で審査されないことについて、「IAEA安全基準の全てをそのままには採用せず、専門的技術的知見に基づいて、取り入れるべき要件を判断した上で定めても、そのことが科学技術水準に照らして不合理となるものではない」<p. 62>とか、「IAEAの深層防護の考え方においては、第1層から第5層に係る全ての対応を設置許可基準規則等の原子力事業者に対する規制に規定することは求められていない。…緊急事態に対する準備等における役割と責任を予め割り当てることを求められているのであって、避難計画に関する事項を含む緊急事態に対する準備等を原子力事業者に対する規制に規定することは求められていない」<p. 72>とか、原発立地の適・不適の判断基準だった立地審査指針について「原子力防災体制は、50年以上前の立地審査指針の決定当時と比較し、大幅に強化された…ことから、立地審査指針において…「低人口地帯」であることを要求していたことは、現在においては意義を失っており、この点において立地審査指針は、その役割を終えている」<p. 304>と述べるなど、上記「目次」からも分かるとおり、訴訟で原告が主張しそうな争点・裁判官の疑問点に対する“模範解答”が列挙・網羅されており、『考え方』完成版を書証提出して要点を準備書面にすれば‘国に怖いものなし’と規制庁のお役人は考えているものと思われます。

でも、裁判官が真に「人格が高潔」で独立・中立の人物なら、このような“判決マニュアル”依存=規制庁役人の“言いなり”になることはないと思いますが…。

なお、未完成でかつ決して読み易くありませんが、「設置許可基準規則の策定経緯や種々の要求事項の考え方等について、Q&A方式でまとめ」られています(p. 250-251の津波の説明には、何故か女川原発が使われています)ので、規制庁役人の“頭の中”をチラ見したい方はご覧ください(すぐに‘飽きる・呆れる’と思いますが)。

<了>

#### <9.29 追伸>

東京の脱原発弁護団全国連絡会・只野弁護士によれば(9.6)、大間原発函館地裁では、準備書面(8)という表紙を付けて、「被告国における新規制基準の合理性に関する主張は、別添の平成28年8月24日改訂「実用発電用原子炉に係る新規制基準の考え方について」(乙イD41号証)のとおりである。以上」という準備書面が提出されたとのこと。